

松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 10 月 20 日

松江市教育委員会 教育長 清 水 伸 夫



松江市教育委員会規則第 14 号

松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

松江市立義務教育学校玉湯学園及び松江市立たまゆ幼稚園の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正)

第 1 条 松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後	改正前																										
(小中一貫教育)	(小中一貫教育)																										
第37条 略	第37条 略																										
2 次の表の左欄に掲げる学校は、各中学校区の小中一貫教育を推進するために、同表の右欄に掲げる名称を称する。	2 次の表の左欄に掲げる学校は、各中学校区の小中一貫教育を推進するために、同表の右欄に掲げる名称を称する。																										
<table border="1"> <tr> <th>学校</th><th>名称</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>松江市立美保関小学校</td><td>海と朝日の美保関学校園</td></tr> <tr> <td>松江市立美保関中学校</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	学校	名称	略		松江市立美保関小学校	海と朝日の美保関学校園	松江市立美保関中学校		略		<table border="1"> <tr> <th>学校</th><th>名称</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>松江市立美保関小学校</td><td>海と朝日の美保関学校園</td></tr> <tr> <td>松江市立美保関中学校</td><td></td></tr> <tr> <td>松江市立玉湯小学校</td><td>玉湯まがたま学園</td></tr> <tr> <td>松江市立大谷小学校</td><td></td></tr> <tr> <td>松江市立玉湯中学校</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> </table>	学校	名称	略		松江市立美保関小学校	海と朝日の美保関学校園	松江市立美保関中学校		松江市立玉湯小学校	玉湯まがたま学園	松江市立大谷小学校		松江市立玉湯中学校		略	
学校	名称																										
略																											
松江市立美保関小学校	海と朝日の美保関学校園																										
松江市立美保関中学校																											
略																											
学校	名称																										
略																											
松江市立美保関小学校	海と朝日の美保関学校園																										
松江市立美保関中学校																											
松江市立玉湯小学校	玉湯まがたま学園																										
松江市立大谷小学校																											
松江市立玉湯中学校																											
略																											

(松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第 2 条 松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前								
第1条 松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域は、別表のとおりとする。 第2条～第5条 略 別表(第1条関係) (1) 小学校 <table> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </table> 松江市立古志原古志原一丁目、古志原二丁目小学校 (1 番から 20 番まで、21 番の一部、24 番の一部及び 25 番から 27 番まで)、古志原三丁目(1 番から 16 番まで)、古志原四丁目、古志原五丁目(1 番から 7 番まで、8 番の一部、9 番から 15 番まで、17 番、18 番の一部)、古志原六丁目(1 番、2 番、3 番の一部、4 番から 18 番まで、19 番の一部、20 番の一部、21 番の一部)、古志原七丁目(1 番から 13 番まで、14 番の一部、15 番から 24 番まで、25 番の一部____)、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、上乃木五丁目(12 番の一部、13 番の一部、17 番の一部及び 18 番の一部の区域)、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目(3 番から 7	学校名	通学区域		略	第1条 松江市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域は、別表のとおりとする。 第2条～第5条 略 別表(第1条関係) (1) 小学校 <table> <tr> <th>学校名</th><th>通学区域</th></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </table> 松江市立古志原古志原一丁目、古志原二丁目小学校 (1 番から 20 番まで、21 番の一部、24 番の一部及び 25 番から 27 番まで)、古志原三丁目(1 番から 16 番まで)、古志原四丁目、古志原五丁目(1 番から 7 番まで、8 番の一部、9 番から 15 番____、17 番、18 番の一部)、古志原六丁目(1 番、2 番、3 番の一部、4 番から 18 番まで、19 番の一部、20 番の一部、21 番の一部)、古志原七丁目(1 番から 13 番____、14 番の一部、15 番から 24 番____、25 番の一部、<u>26 番</u>)、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、上乃木五丁目(12 番の一部、13 番の一部、17 番の一部及び 18 番の一部の区域)、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目(3 番から	学校名	通学区域		略
学校名	通学区域								
	略								
学校名	通学区域								
	略								

番まで、8番の一部及び17番から26番まで)、上乃木十丁目

略

松江市立乃木小上乃木一丁目(3番の一部、4番から6番まで、7番の一部、

8番の一部、9番の一部、10番の一部、15番から25番まで及び26番の一部の区域)、上乃木二丁目(1番の一部から29番までの区域)、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目(1番の一部、2番、3番の一部、5番の一部、6番から11番まで、12番の一部、13番の一部、14番から16番まで、17番の一部及び18番の一部の区域

____)、上乃木九丁目(1番、2番、8番の一部及び9番から16番まで)、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、田和山町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目

略

松江市立大庭小大庭町、山代町、古志原五丁目(8番の一部、16番、18番

の一部)、古志原六丁目(3番

7番まで、8番の一部及び17番から26番まで)、上乃木十丁目

略

松江市立乃木小上乃木一丁目(3番の一部、4番から6番まで、7番の一部、

8番の一部、9番の一部、10番の一部、15番から25番まで及び26番の一部の区域)、上乃木二丁目(1番の一部から29番までの区域)、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目(1番の一部____、3番の一部、4番、5番の一部____、12番の一部、13番の一部____、17番の一部及び18番の一部の区域を除く。)、上乃木九丁目(1番、

2番、8番の一部及び9番から16番まで)、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、田和山町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目

略

松江市立大庭小大庭町、山代町、古志原五丁目(8番の一部、16番、18番

の一部)、古志原六丁目(3番

の一部、19 番の一部、20 番の一部、21 番の一部、22 番)、古志原七丁目(14 番の一部、25 番の一部、26 番から 30 番まで)、佐草町、大草町、矢田町(山代町に隣接する一部地域)

略

松江市立八雲小八雲町全域
学校

略

松江市立来待小 宍道町東来待、西来待、上来待 _____
学校

略

(2) 中学校

学校名 通学区域

略

松江市立第四中 東津田町、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目(3 番、4 番、10 番及び 11 番の一部から 14 番までの区域)、西津田九丁目、西津田十丁目、古志原一丁目、古志原二丁目、古志原三丁目、古志原四丁目、古志原五丁目(1 番

の一部、19 番の一部、20 番の一部、21 番の一部、22 番)、古志原七丁目(14 番の一部、25 番の一部、27 番から 30 番まで)、佐草町、大草町、矢田町(山代町に隣接する一部地域)

略

松江市立八雲小八雲町全域
学校

松江市立玉湯小 玉湯町布志名、湯町、林、玉造(湯田地区を除く)、大谷(1 地区)

松江市立大谷小 玉湯町大谷(2 地区～7 地区)

学校 宍道町上来待和名佐地区

略

松江市立来待小 宍道町東来待、西来待、上来待(ただし、上来待和名佐地区を除く。)
学校

略

(2) 中学校

学校名 通学区域

略

松江市立第四中 東津田町、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目(3 番、4 番、10 番及び 11 番の一部から 14 番までの区域)、西津田九丁目、西津田十丁目、古志原一丁目、古志原二丁目、古志原三丁目、古志原四丁目、古志原五丁目(1 番

から7番まで、8番の一部、
9番から15番まで、17番、1
8番の一部)、古志原六丁目(1
番、2番、3番の一部、4番か
ら18番まで、19番の一部、
20番の一部、21番の一部)、
古志原七丁目(1番から13番
まで、14番の一部、15番か
ら24番まで、25番の一部、
26番)、八雲台一丁目、八雲
台二丁目、上乃木五丁目(12
番の一部、13番の一部、17番
の一部及び18番の一部の区
域)、上乃木六丁目、上乃木七
丁目、上乃木八丁目、上乃木
九丁目(3番から7番まで、8
番の一部及び17番から26番
まで)、上乃木十丁目、一の谷
町

松江市立湖南中上乃木一丁目(3番の一部、4
学校

番から6番まで、7番の一部、
8番の一部、9番の一部、10
番の一部、15番から25番ま
で及び26番の一部の区域)、
上乃木二丁目(1番の一部か
ら29番までの区域)、上乃木
三丁目、上乃木四丁目、上乃
木五丁目(1番の一部、2番、
3番の一部、5番の一部、6番
から11番まで、12番の一部、
13番の一部、14番から16番
まで、17番の一部及び18番

から7番まで、8番の一部、
9番から15番____、17番、1
8番の一部)、古志原六丁目(1
番、2番、3番の一部、4番か
ら18番まで、19番の一部、
20番の一部、21番の一部)、
古志原七丁目(1番から13番
____、14番の一部、15番か
ら24番____、25番の一部、
26番)、八雲台一丁目、八雲
台二丁目、上乃木五丁目(12
番の一部、13番の一部、17番
の一部及び18番の一部の区
域)、上乃木六丁目、上乃木七
丁目、上乃木八丁目、上乃木
九丁目(3番から7番まで、8
番の一部及び17番から26番
まで)、上乃木十丁目、一の谷
町

松江市立湖南中上乃木一丁目(3番の一部、4
学校

番から6番____、7番の一部、
8番の一部、9番の一部、10
番の一部、15番から25番ま
で及び26番の一部の区域)、
上乃木二丁目(1番の一部か
ら29番までの区域)、上乃木
三丁目、上乃木四丁目、上乃
木五丁目(1番の一部、2番、
3番の一部、5番の一部、6番
から11番____、12番の一部、
13番の一部、14番から16番
____、17番の一部及び18番

の一部の区域)、上乃木九丁目(1 番、2 番、8 番の一部及び9 番から 16 番まで)、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目、東忌部町、西忌部町、玉湯町玉造(湯田地区)、大谷(7 地区の一部) 略 松江市立八雲中八雲町全域 学校 松江市立宍道中宍道町全域 学校 略 (3) 義務教育学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江市立義務教八束町全域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>育学校八束学園</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">松江市立義務教玉湯町全域(ただし、玉造湯育学校玉湯学園田地区及び大谷 7 地区の一部を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	松江市立義務教八束町全域		育学校八束学園		松江市立義務教玉湯町全域(ただし、玉造湯育学校玉湯学園田地区及び大谷 7 地区の一部を除く。)		の一部の区域)、上乃木九丁目(1 番、2 番、8 番の一部及び9 番から 16 番まで)、浜乃木町、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、乃白町、乃木福富町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三丁目、東忌部町、西忌部町、玉湯町玉造湯田地区 略 松江市立八雲中八雲町全域 学校 松江市立玉湯中玉湯町全域(玉造湯田地区、大谷 7 地区の一部を除く。) 学校 松江市立宍道中宍道町全域(ただし、上来待和名佐地区は保護者の希望により玉湯中学校に通学させることができる。) 略 (3) 義務教育学校 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松江市立義務教八束町全域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>育学校八束学園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	松江市立義務教八束町全域		育学校八束学園	
学校名	通学区域														
松江市立義務教八束町全域															
育学校八束学園															
松江市立義務教玉湯町全域(ただし、玉造湯育学校玉湯学園田地区及び大谷 7 地区の一部を除く。)															
学校名	通学区域														
松江市立義務教八束町全域															
育学校八束学園															

(松江市立幼稚園学則の一部改正)

第 3 条 松江市立幼稚園学則(平成 17 年松江市教育委員会規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																						
(定員)	(定員)																						
第10条 園児の定員は、次のとおりとする。	第10条 園児の定員は、次のとおりとする。																						
<table> <tr> <th>幼稚園名</th><th>園児定員</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>松江市立講武幼稚園</td><td>95</td></tr> <tr> <td>松江市立たまゆ幼稚園</td><td>95</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	幼稚園名	園児定員	略		松江市立講武幼稚園	95	松江市立たまゆ幼稚園	95	略		<table> <tr> <th>幼稚園名</th><th>園児定員</th></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> <tr> <td>松江市立講武幼稚園</td><td>95</td></tr> <tr> <td>松江市立玉湯幼稚園</td><td>95</td></tr> <tr> <td>松江市立大谷幼稚園</td><td>20</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table>	幼稚園名	園児定員	略		松江市立講武幼稚園	95	松江市立玉湯幼稚園	95	松江市立大谷幼稚園	20	略	
幼稚園名	園児定員																						
略																							
松江市立講武幼稚園	95																						
松江市立たまゆ幼稚園	95																						
略																							
幼稚園名	園児定員																						
略																							
松江市立講武幼稚園	95																						
松江市立玉湯幼稚園	95																						
松江市立大谷幼稚園	20																						
略																							
(預かり保育及び一時預かり保育の実施)	(預かり保育及び一時預かり保育の実施)																						
第20条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第6条第3号から第6号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。	第20条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第6条第3号から第6号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。																						
(1) ～(8) 略	(1)～(8) 略																						
(9) 松江市立講武幼稚園	(9) 松江市立講武幼稚園																						
(10) 松江市立たまゆ幼稚園																							
2～4 略	2～4 略																						

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。